

雇用調整助成金においては、緊急事態宣言の対象区域、又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域の公示に伴い、緊急事態宣言の実施区域、又はまん延防止等重点措置の対象区域（職業安定局長が定める区域）において都道府県知事による営業時間の短縮等の要請等に協力する企業について、助成率を最大 10/10、日額上限額を 15,000 円とする特例を設けております。

緊急事態措置及びまん延防止等重点措置に係る雇用調整助成金の特例について

緊急事態宣言の対象区域、又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域の公示に伴い、**緊急事態宣言の実施区域、又はまん延防止等重点措置の対象区域（職業安定局長が定める区域）**において**都道府県知事による営業時間の短縮等の要請等に協力する企業**について、雇用調整助成金の**助成率を最大10／10に引き上げる特例が適用になります。**

助成率及び日額上限額の引き上げについて

判定基礎期間の初日が令和3年4月30日以前の場合

	助成率（解雇等がある場合）	助成率（解雇等がない場合）	日額上限額
大企業	2／3 ⇒ 4／5	3／4 ⇒ 10／10	15,000円

※中小企業については、本特例にかかわらず、助成率4/5(解雇等がない場合は10/10)、日額上限額15,000円が適用されます。

判定基礎期間の初日が令和3年5月1日以降の場合

	助成率（解雇等がある場合）	助成率（解雇等がない場合）	日額上限額
大企業	2／3 ⇒ 4／5	3／4 ⇒ 10／10	13,500円 ⇒ 15,000円
中小企業	4／5	9／10 ⇒ 10／10	13,500円 ⇒ 15,000円

特例の対象となる区域及び期間

詳細は別紙をご参照ください。

対象となる休業等

特例の対象となる区域内で事業を行う飲食店等の事業主が、知事の要請等を受けて、休業、営業時間の短縮、収容率・人数上限の制限、飲食物の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）又はカラオケ設備利用の自粛に協力し、当該区域内の要請等の対象となる施設において、その雇用する労働者の休業等を行った場合

※ 施設において催物（イベント等）を開催した（又は予定していたが開催できなくなった）事業者に雇用される労働者（開催縮小等がなされる催物に従事する労働者）について休業等を行った場合も含まれます。

ご留意事項

特例の対象となる区域などの最新情報は、厚生労働省のホームページにてご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/cochomoney_00002.html

ご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター

0120-60-3999 受付時間 9：00～21：00 土日・祝日含む



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク



LL030903企01

特例の対象となる区域及び期間

(令和3年8月27日時点)

緊急事態措置を実施すべき区域	特例の対象となる期間
埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県	令和3年1月8日～4月30日
栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県	令和3年1月13日～3月31日
東京都、京都府、大阪府、兵庫県	令和3年4月25日～7月31日
愛知県、福岡県	令和3年5月12日～7月31日
北海道、岡山県、広島県	令和3年5月16日～7月31日
沖縄県	令和3年5月23日～9月30日(※)
東京都	令和3年7月12日～9月30日(※)
埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府	令和3年8月2日～9月30日(※)
茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県、福岡県	令和3年8月20日～9月30日(※)
北海道、宮城県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県、広島県	令和3年8月27日～9月30日(※)

まん延防止等重点措置を実施すべき区域		特例の対象となる期間
北海道	札幌市	令和3年5月9日～6月30日
	札幌市	令和3年6月21日～8月31日
	札幌市	令和3年8月2日～9月30日
	小樽市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村	令和3年8月14日～9月30日
	旭川市	令和3年8月20日～9月30日
宮城県	仙台市	令和3年4月5日～6月30日
	仙台市	令和3年8月20日～6月30日
福島県	いわき市	令和3年8月8日～9月30日(※)
	郡山市	令和3年8月23日～9月30日(※)
	福島市	令和3年8月26日～9月30日(※)
茨城県	水戸市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、板東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、東海村、美浦村、阿見町、八千代町、五霞町、境町、利根町	令和3年8月8日～9月30日
	日立市、大洗町、城里町、大子町、河内町	令和3年8月15日～9月30日
栃木県	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、那須町	令和3年8月8日～9月30日
	茂木町	令和3年8月16日～9月30日
	那珂川町	令和3年8月19日～9月30日

(次ページに続きます)

まん延防止等重点措置を実施すべき区域		特例の対象となる期間
群馬県	前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、沼田市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、玉村町	令和3年5月16日～7月31日
	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、榛東村、吉岡町、玉村町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町	令和3年8月8日～9月30日
埼玉県	さいたま市、川口市	令和3年4月20日～9月30日
	川越市、所沢市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町	令和3年4月28日～7月31日
	川越市、所沢市、春日部市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、八潮市、富士見市、三郷市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、伊奈町、三芳町	令和3年7月20日～9月30日
千葉県	市川市、船橋市、松戸市、浦安市	令和3年4月20日～9月30日
	柏市	令和3年4月20日～7月31日
	柏市	令和3年7月12日～9月30日
	千葉市、習志野市	令和3年4月28日～9月30日
	野田市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	令和3年4月28日～7月31日
	市原市	令和3年6月21日～9月30日
	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市	令和3年6月21日～8月31日
	成田市	令和3年7月2日～9月30日
	八千代市、鎌ヶ谷市	令和3年7月19日～9月30日
東京都	23区、八王子市、立川市、武蔵野市、府中市、調布市、町田市	令和3年4月12日～5月31日
	23区及び檜原村、奥多摩町を除く多摩地域の市町	令和3年6月21日～8月31日
神奈川県	横浜市、川崎市、相模原市	令和3年4月20日～9月30日
	厚木市	令和3年4月28日～9月30日
	座間市	令和3年4月28日～8月31日
	鎌倉市、大和市、海老名市、綾瀬市	令和3年4月28日～7月31日
	横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、伊勢原市、葉山町、寒川町	令和3年5月12日～7月31日
	小田原市	令和3年6月1日～8月31日
	平塚市、秦野市	令和3年6月1日～7月31日
	横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町	令和3年7月22日～9月30日

(次ページに続きます)

まん延防止等重点措置を実施すべき区域		特例の対象となる期間
富山県	富山市	令和3年8月20日～9月30日(※)
石川県	金沢市	令和3年5月16日～7月31日
	金沢市	令和3年8月2日～9月30日(※)
山梨県	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、富士川町、昭和町、山中湖村、富士河口湖町	令和3年8月20日～9月30日(※)
岐阜県	岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、羽島市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、養老町、北方町	令和3年5月9日～7月31日
	高山市、瑞浪市、恵那市、山県市、下呂市、御嵩町	令和3年5月16日～7月31日
	八百津町	令和3年6月5日～7月31日
	岐阜市、大垣市、多治見市、中津川市、羽島市、美濃加茂市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町、御嵩町	令和3年8月20日～9月30日
静岡県	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町	令和3年8月8日～9月30日
	磐田市、焼津市、藤枝市	令和3年8月15日～9月30日
	島田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、牧之原市、吉田町、森町	令和3年8月18日～9月30日
愛知県	名古屋市	令和3年4月20日～6月30日
	名古屋市、豊橋市、小牧市	令和3年6月21日～8月31日
	岡崎市、半田市、春日井市、津島市、刈谷市、犬山市、高浜市、清須市、豊山町、大口町、大治町	令和3年6月21日～8月31日
	蒲郡市	令和3年7月3日～8月31日
	名古屋市、春日井市、江南市、大府市、尾張旭市、日進市、清須市、あま市、長久手市、東郷町、大治町	令和3年8月8日～9月30日
	飛島村	令和3年8月8日～9月30日
	岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、津島市、刈谷市、豊田市、蒲郡市、犬山市、常滑市、小牧市、稲沢市、東海市、知立市、高浜市、岩倉市、豊明市、愛西市、北名古屋市、豊山町、大口町、扶桑町、蟹江町、阿久比町、南知多町、美浜町、武豊町、東栄町	令和3年8月21日～9月30日
三重県	桑名市、鈴鹿市、名張市、亀山市、いなべ市、伊賀市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町	令和3年5月9日～7月31日
	四日市市	令和3年5月9日～7月31日
	津市、四日市市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、亀山市、いなべ市、伊賀市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、多気町、明和町、大台町	令和3年8月20日～9月30日
滋賀県	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市	令和3年8月8日～9月30日
京都府	京都市	令和3年4月12日～5月31日
	京都市	令和3年6月21日～8月31日
	京都市	令和3年8月2日～9月30日

(次ページに続きます)

まん延防止等重点措置を実施すべき区域		特例の対象となる期間
大阪府	大阪市	令和3年4月5日～5月31日
	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市	令和3年6月21日～9月30日
兵庫県	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市	令和3年4月5日～5月31日
	明石市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町	令和3年4月22日～5月31日
	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市、三田市、猪名川町、稲美町、播磨町	令和3年6月21日～8月31日
	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市、三田市、猪名川町、稲美町、播磨町	令和3年8月2日～9月30日
	洲本市、相生市、赤穂市、西脇市、三木市、小野市、加西市、丹波篠山市、丹波市、洲本市、南あわじ市、淡路市、宍粟市、加東市、たつの市、多可町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町	令和3年8月16日～9月30日
岡山県	岡山市、倉敷市	令和3年8月20日～9月30日
広島県	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、廿日市市、府中町、海田町、坂町	令和3年8月20日～9月30日
香川県	高松市	令和3年8月20日～9月30日(※)
愛媛県	松山市	令和3年4月25日～6月30日
	松山市	令和3年8月20日～9月30日(※)
高知県	高知市	令和3年8月27日～9月30日(※)
福岡県	北九州市、福岡市、久留米市	令和3年6月21日～8月31日
	北九州市、福岡市、久留米市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、朝倉市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、筑前町、東峰村	令和3年8月2日～9月30日
佐賀県	唐津市の一部(浜玉町、七山村、厳木町、相知町、北波多村、呼子町、鎮西町、肥前町の旧町村域を除いた区域。)	令和3年8月27日～9月30日(※)
長崎県	長崎市、佐世保市	令和3年8月27日～9月30日(※)
熊本県	熊本市	令和3年5月16日～7月31日
	熊本市	令和3年8月8日～9月30日(※)
宮崎県	宮崎市、日向市、門川町	令和3年8月27日～9月30日(※)
鹿児島県	鹿児島市、霧島市、姶良市	令和3年8月20日～9月30日(※)
沖縄県	那覇市、宜野湾市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、うるま市、豊見城市、南城市	令和3年4月12日～6月30日
	宮古島市	令和3年4月24日～6月30日
	北谷町、西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町	令和3年5月1日～6月30日
	石垣市	令和3年5月12日～6月30日

(※)本特例措置は9月末まで実施することとなっていますが、今後、関係省令の改正により令和3年10月1日から令和3年10月31日までの期間においても、引き続き特例措置を実施する予定です。